

土木工事標準積算参考資料

令和6年度

(令和6年12月臨時改定)

京 都 府

第 I 編 総 則

第 2 章	工事費の積算	I - 2 - 1
第 3 章	一般管理費等及び消費税相当額	I - 3 - 1
第 4 章	随意契約方式による工事を発注する 場合の共通仮設費、現場管理費、 及び一般管理費等の調整について	I - 4 - 1
第 5 章	数値基準等	I - 5 - 1
第 7 章	土木請負工事の工法使用料等の積算	I - 7 - 1
第 8 章	時間的制約を受ける 公共土木工事の積算	I - 8 - 1
第 9 章	土木請負工事における 現場環境改善費の積算	I - 9 - 1
第 10 章	工事における工期の延長等に伴う増加 費用の積算上の取り扱いについて	I - 10 - 1
第 11 章	設計変更	I - 11 - 1
第 12 章	その他	I - 12 - 1

第2章 工事費の積算

1. 材 料 費	I - 2 - 1
2. 諸雑費及び端数処理	I - 2 - 1
3. 一般的事項	I - 2 - 1
4. 運 搬 費	I - 2 - 2
5. 準 備 費	I - 2 - 4
<hr/>	
6. 事業損失防止施設費	I - 2 - 5
7. 安全費	I - 2 - 5
8. 役 務 費	I - 2 - 5
9. 技術管理費	I - 2 - 6
10. 現場管理費	I - 2 - 6
11. 主たる工種区分の運用	I - 2 - 7
12. 材料費等に係る間接工事費等の適用について	I - 2 - 7

第 I 編 総 則

第 2 章 工事費の積算

5. 準備費

(2) 除雪費用の計上について

1) 除雪費用の計上の考え方

- 費用については共通仮設費の準備費に積み上げ計上すること。(現場管理費・一般管理費の対象とする。)
- 費用については工事現場内及び運搬路別に以下の歩掛を計上する。ただし、実際の作業方法と大きく乖離する場合は、受発注者協議のうえ、見積により計上することとする。

① 工事現場内除雪

適用範囲：本体工事及び仮設工事を施工する場所・工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所とする。

内訳書【100m²/月当り】

名称	規格	単位	数量 ※小数4位を四捨五入
土木一般世話役		人	0.35×各月の補正率
普通作業員		〃	2.1×各月の補正率
軽作業員		〃	0.7×各月の補正率

② 運搬路除雪

適用範囲：公道から工事現場内までの区間とする。

内訳書【100m²/月当り】

名称	規格	単位	数量 ※小数4位を四捨五入	適用単価表
ブルドーザ 普通型排出ガス対策型 (第1次基準)	15t級	h	0.16×各月の補正率	機-1

③ 【各月の補正率】

補正係数は基準日時点での月の係数とする。

月	12月	1月	2月	3月
補正係数	0.60	1.90	1.26	0.24

3. 除雪費用の計上にあたっては以下に留意することとする。

①除雪の対象とする面積は事前協議により定める。

なお、面積は除雪1回あたりの面積とする。(累計ではない。)

②除雪開始日を基準日として定め、基準日以降30日間を1ヶ月の除雪期間とする。

除雪歩掛は、1ヶ月の除雪期間につき1回計上する。(除雪期間中の除雪回数を制限しない。)

③供用区間の維持管理を目的とした除雪を行う場合は、本取扱いの適用外とする。

2) 除雪費用の計上の考え方

【工期内に降雪が想定される工事を発注する場合は、除雪費用に係る内容を特記仕様書へ記載する。】

(除雪費用の計上について)

1. 受注者は、異常降雪*時に除雪を行う場合、事前に除雪が必要な位置、面積、除雪方法について発注者と協議を行う。また、作業不能日とする積雪深・積雪深の計測場所及び計測方法を受発注者の協議により定めることとする。

※異常降雪：施工に必要な実日数の内、積雪による作業不能日が5日以上発生した場合をいう。

2. 受注者は、作業予定日が積雪によって作業不能となった場合、現場の写真撮影とともに「積雪による作業不能日」として、午前9時までに監督職員へ連絡する。その後、写真と合わせて報告する。ただし、降雪による作業不能日は「積雪による作業不能日」に含まず、連絡も不要とする。

3. 発注者は、「積雪による作業不能日」の報告を5回確認した時点で、除雪費用の計上を可能とし、除雪開始期日を基準日として定め、基準日以降30日間を1ヶ月の除雪期間と定める。

4. 受注者は、除雪を行う場合、施工日を事前に監督職員へ連絡する。

5. 除雪期間終了日に、除雪による作業不能日が発生した場合は、当該日を基準日として定め、以降30日間を除雪期間として定め、月毎に計上することとする。

(参考)

(現場管理費について)

○現場管理費の率には除雪にかかる費用は含まれていない。また、現場管理費の冬季補正についても、寒冷期に必要な被服及び燃料費等を計上したもので、除雪にかかる費用は含んではいない。

しかし、工事工程は降雨(降雪)日数等を考慮した雨休率を用いて設定しており、一般的な冬季の積雪については、不稼働の日数を考慮していると考えられることから、除雪費は計上する必要はない。